

補助金チェックシート(新規)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	重度障害者対応運営支援補助金				補助金番号	C1-25	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市グループホーム運営費補助金交付要綱(改正予定)						
制定状況		制定済 ⇒	令和 年 月 日施行				
	○	未制定 ⇒	平成 26 年 3 月制定、令和5年4月1日改正予定				
交付の目的	重度障害者を受入れているグループホーム(共同生活援助を行う住居)において、夜間や休日に生活支援員または世話人が住居に常駐することにより、日常生活上の援助を行った事業者に対し、一定の基準を用いて補助することにより、重度障害者の受入の促進を図る。						
補助対象経費	夜間や休日に生活支援員または世話人が住居に常駐することで日常生活上の援助を行った場合、支援を行なった日数に応じて補助金を支給。事業所から提出される実績報告書に基づき、補助金額を算定。						
補助率・補助額	定額補助						
交付先	重度障害者の受入れを行う枚方市指定のグループホーム						
開始年月日	令和5年4月1日(予定)			サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 予算要求額

(千円)

	月補正	令和5 年度当初予算
要求(予定)額		36,000
特定財源	国庫支出金	0
	府支出金	0
	その他	0
一般財源	0	36,000

(件)

交付見込み件数	20
---------	----

3. 「補助金の見直しに関する方針」との整合性

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は補助制度として承認されません)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	障害者の住まいの場であるグループホーム整備により、障害者の地域移行を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的としており、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「障害者が安心できるまちづくり」及び「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の達成のために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	安心して地域で生活できる場として、グループホームが必要不可欠な障害者が多くいることから、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	グループホームを利用される障害者が増えていることから、当該補助金による効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	障害福祉サービス事業者のグループホームの整備に際して補助を行うため、委託や直接執行等の概念はないことから、補助金交付がより適正な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する指定障害福祉サービス事業者を補助金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助金額について交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助制度についてホームページで公表。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	指定障害福祉サービス事業者のグループホームの運営補助に限定した補助金交付となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	グループホームの運営補助には、多数の利用者がいるため、補助金交付が必要であると認められる。